町田市遺体安置所等の設置等に関する指導要綱

第1 目的

この要綱は、市内における遺体安置所等の設置等に関し、近隣住民と事業者の相互の理解を深めるために必要な行政指導の内容を定め、遺体安置所等の設置等に伴う紛争を未然に防止し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

- (1)遺体安置所等 業として専ら遺体を保管するための施設又はエンバーミング施設(薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。)をいう。ただし、病院、葬儀場等の施設に附属するものを除く。
- (2)遺体安置所等の設置等 新たに遺体安置所等を設置すること、又は既存の遺体 安置所等の面積を10平方メートル以上増加させることをいう。
- (3) 事業者 遺体安置所等の設置等をする者をいう。
- (4) 近隣住民 遺体安置所等の敷地境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲に居住する者をいう。

第3 標識の設置

- 1 事業者は、近隣住民に遺体安置所等の設置等の計画の内容について周知するため、当該設置等を予定する日からおおむね60日前までに、当該遺体安置所等の設置等を予定する敷地の見やすい場所に標識(第1号様式)を設置するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置・変 更届(第2号様式)により、その旨を市長に届け出るものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定により設置した標識の内容に変更が生じたときは、速 やかに、当該変更内容に適合した標識を設置するものとする。この場合において は、前項の規定を準用する。
- 4 第1項又は前項の規定により設置する標識の設置期間は、当該遺体安置所等の設置等をする日までとする。

第4 近隣住民に対する説明

1 事業者は、近隣住民から遺体安置所等の設置等の計画の内容について、説明を 求められたときは、速やかに、当該計画の内容について戸別訪問、説明会等の方 法により説明するものとする。

2 事業者は、前項の規定により説明をしたときは、速やかに、近隣説明報告書(第3号様式)により、その旨を市長に報告するものとする。

第5 設備基準

事業者は、遺体安置所等の設置等に当たっては、次に掲げる基準に適合するよう 努めるものとする。

- (1)遺体安置所等の敷地内に、間口2.5メートル、奥行き5メートル以上の駐車 区画を1以上設けること。
- (2)遺体の取扱いについては、遺体安置所等の敷地内で完了すること。
- (3) 生垣、塀、その他これらに類する障壁を設ける等の方法により、遺体安置所等の敷地外から当該遺体安置所等における遺体の取扱いが容易に目視できないようにすること。

第6 設置等の報告

事業者は、遺体安置所等の設置等をしたときは、遅滞なく、設置等報告書(第4号様式)により、その旨を市長に報告するものとする。

第7 適用除外

この要綱の規定は、大規模な災害等により緊急かつ臨時に遺体安置所等の設置等をする場合については、適用しない。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、遺体安置所等の設置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、2016年1月1日から施行する。